

第23号

社会福祉事業経営者と事務担当者のみなさまへ

平成29年12月26日発行

ksk—info

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
福祉部 施設・団体事業推進課内
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

FAX 044-739-8737

E-mail keisoudan@csw-kawasaki.or.jp

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensienjigyo】

「ksk—info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

研修会情報～経理担当者向け1日研修～

参加無料

昨年好評だった経理担当者向けの研修会を今年も1日かけて行います。今年度、社会福祉法の改正後初めての決算をむかえるに当たり、改正内容の確認と、決算時のポイントについての研修を行います。参加者の皆様から事前に決算についての質問等もお受けします。

研修内容 社会福祉法人 経理担当者向け研修会～決算に向けての準備と理解～

開催日時 3月5日(月) 10:00～16:00

会場 川崎市総合福祉センター 研修室A・B

対象 川崎市社会福祉協議会会員である市内社会福祉施設の経理担当者他

講師 (株)福祉総研 松本和也 氏

研修内容 (事前質問の内容によって変更有)	
10:00	社会福祉法会計基準(会計基準省令)の概要と作成書類 今年度の決算スケジュール
11:45	休憩(昼食)
12:45	経理規程に見る日常処理の留意点
14:30	社会福祉充実残額の算出方法
16:00	研修終了

※事務局より各法人様宛にご案内を発送しております。

※申し込み期間は1/9(火)～2/23(金)となります。

トピックス!

非常用発電機の負荷試験が法令で義務付けられています

非常用発電機は、災害による停電時に消火設備やエレベーター、ライフラインを維持するためになどに使われていますが、平成23年3月に発生した東日本大震災時には、整備不良より多くの発電機が機能しなかったとの報告がありました。消防庁は「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討委員会」を設置し検討を重ね、その結果について、平成28年12月、各都道府県、政令指定都市の担当部署に向けて通知しました。

今後非常用発電機が設置されている施設では、非常用発電機の定格出力の30パーセント負荷機能点検が求められます。

今後消防署によっては、負荷試験の未実施、添付データのない報告書は受理しない場合もあり、また、改善されない場合は、所轄消防署のホームページに公表され、利用者に消防法違反施設として利用注意を促すようです。

参考:「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」総務省消防庁をご覧ください。



クリック

相談担当専門家からの

あるある相談コーナー【第 15 回目】



～ 社会福祉法人の組織運営 ～

みなさん、こんにちは。さて今回は、新しい社会福祉法が施行されて1年経とうかというこの時期に、評議員会や理事会の運営方法について、どのような書類等が整備されている必要があったのか、来年以降に正しい処理ができるよう、振り返って見てみることにしましょう。

(1) 評議員・役員関係の書類

平成 29 年 4 月 1 日より新社会福祉法が施行されたため、今年度に限っては評議員・役員（理事及び監事）の就任に関する書類整備には注意すべき事項があります。評議員は、一般に平成 29 年 3 月中に「評議員選任・解任委員会」が開催されて選出され、すべての法人において平成 29 年 4 月 1 日より任期が始まっています。そのため評議員の「就任承諾書」は、一般に“評議員選任・解任委員会終結後から平成 29 年 3 月 31 日の間”の日付で徴していることとなります。また評議員・役員に対する「委嘱状」は不要であることが、厚労省や関係所轄庁の資料等にも記載されています。

一方役員については、一般に平成 29 年 5 月末から 6 月当初にかけて開催された理事会において役員候補者が議決され、候補者の方々が平成 29 年 6 月下旬の定時評議員会において承認されて選任され、当該定時評議員会終結時より任期が始まっています。ここで問題となるのが、役員の「就任承諾書」の日付で、この点について厚労省の Q & A では、次のような記載があります

「社会福祉法人制度改革 Q & A」（平成 29 年 9 月 26 日現在）

問 153) 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。

- 答) 1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

一方で各所轄庁の Q & A 等においては、役員の就任承諾書の日付は選任後、つまり“定時評議員会終結後”とする旨の記述がある場合がありますので、各所轄庁の意向や指導方針を確認する必要がありますが、すべての記述に適合するようにするためには、役員の就任承諾書の日付は“定時評議員会の日”にすることが無難であると言えるかも知れません。

就任承諾書のほか、評議員と役員のいずれについても「申立書」（欠格事項に該当しないことの申立書）や「履歴書」を整備しておかなければなりません。

なお、就任承諾書等に係る押印や、身分証明書の要否については、Q & A 等に次の記述があります。

「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q & A」（平成 29 年 7 月 11 日）

問 21) 評議員や役員の履歴書、就任承諾書や議事録署名人等の押印は、実印でなければならないのか。

（答）法人の登記に当たって、実印を押印した書類や印鑑登録証明書を申請書類として求められた場合には、登記を行うためにこれらの書類が必要となるが、法人運営の観点からは、評議員や役員の履歴書や就任承諾書の押印は、必ずしも実印による必要はなく、法人監査においてもこれらの押印に使用された印鑑が実印であるかの確認は行わない（そのため、印鑑登録証明書の確認も不要である。）。

問 22) 評議員や役員の選任の際に、欠格事由に該当しないことの証明書類として、市町村が発行する「身分証明書」が必要か。

（答）評議員や役員が欠格事由に該当しないことについては、履歴書や誓約書等により確認することで足り、身分証明書を徴する必要はない。ただし、法人がその判断により、評議員や役員の候補者から、身分証明書を徴することは差し支えない。

(2) 理事会開催手続き関係の書類

理事会を開催するには開催 1 週間前までに開催通知を発する必要がありますので、開催通知の控えを議事録と一緒に保管しておいた方がよいでしょう。ただし、理事及び監事全員の同意があれば、開催通知を発することなく開催することができます（この手続きを「招集手続きの省略」と言います。）が、この場合には招集手続きの省略に関する右の例のような「同意書」を、全理事・監事から徴する必要があります。

同意書

私は、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 94 条に基づき、下記により理事会を開催することについて同意します。

記

1 開催日時 平成〇年〇月〇日 〇時
 2 開催場所 社会福祉法人〇〇会 〇〇施設事務室
 3 議 題 〇〇〇〇の件

平成〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 〇〇 〇〇 印
 社会福祉法人〇〇会
 理事長 〇〇 〇〇 様

また理事会を開催しないで決議する手続き（この手続きを「決議の省略」と言います。）を行うことも可能ですが、この手続きはやむを得ない場合に採る手続きですので、できるだけ避けた方が無難です。万一決議の省略の手続きを採らざるを得ないときは、「決議の省略の提案書」と全理事の「同意書」、全監事が異議を申し立てないことの「異議確認書」が必要です。

平成〇年〇月〇日

理事各位
 社会福祉法人〇〇会
 理事長 〇〇 〇〇

理事会の決議の目的である事項の提案について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
 さて、社会福祉法第 45 条の 9 第 9 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条に基づき、理事会の決議の目的である事項を下記のとおり提案いたします。
 つきましては、下記の「提案事項」について同意いただける場合には、別紙「同意書」をご返送いただきますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項
 〇〇〇〇の件
 〇〇〇〇を〇〇〇〇とすること。
 2 同意書の送付について
 平成〇〇年〇月〇日までにご送付いただくようお願いいたします。
 3 連絡先
 社会福祉法人〇〇会 法人本部 (〇〇)
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日

監事各位
 社会福祉法人〇〇会
 理事長 〇〇 〇〇

理事会の決議の目的である事項の提案に係る異議の確認について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
 さて、社会福祉法第 45 条の 9 第 9 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条に基づき、理事会の決議の目的である事項を下記のとおり提案いたします。
 つきましては、下記の「提案事項」についての異議の有無を確認したく、別紙「異議確認書」をご返送いただきますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項
 〇〇〇〇の件
 〇〇〇〇を〇〇〇〇とすること。
 2 異議確認書の送付について
 平成〇〇年〇月〇日までにご送付いただくようお願いいたします。
 3 連絡先
 社会福祉法人〇〇会 法人本部 (〇〇)
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

同意書

私は、理事会の決議の目的である事項に係る下記提案事項（平成〇年〇月〇日付）について同意します。

記

1 提案事項
 定款変更の件
 〇〇〇〇の件
 〇〇〇〇を〇〇〇〇とすること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 〇 〇 〇 〇 印
 社会福祉法人〇〇会
 理事長 〇〇 〇〇 様

異議確認書

私は、理事会の決議の目的である事項に係る下記提案事項（平成〇年〇月〇日付）について異議を申し述べません。

記

1 提案事項
 定款変更の件
 〇〇〇〇の件
 〇〇〇〇を〇〇〇〇とすること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 〇 〇 〇 〇 印
 社会福祉法人〇〇会
 理事長 〇〇 〇〇 様

(3) 監事選任議案に関する同意書

監事を選任する際には、定時評議員会前の理事会で選任議案を決議し、定時評議員会において承認して選任することになります。しかし、新しい監事を選任する議案を評議員会に提案するためには現監事の同意を要するため、監事選任議案を議決する理事会に現監事が出席していれば議事録に記載すれば足りるのですが、現監事が欠席したときには「監事選任議案に関する同意書」が必要

になります。この同意書は整備を忘れていた事例が多いように見受けられますので、注意が必要です。

今回は紙幅の関係で、理事会についてのみ記載しましたが、評議員会についてもほぼ同様のことが言えます。評議員会についても招集手続きの省略は可能ですし、決議の省略の手続きを採用することも可能です。その場合には、ほぼ同様の手続きを経て書類を整備する必要があります。

社会福祉法が改正されて、新たに必要な手続きが増えています。また一方で、委嘱状のように不要とされたものや、実印や身分証明書のように指導の統一が図られたものもあります。現状の情報をよく整理して、認識の齟齬が生じないように、来年以降に備えていきたいものです。

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 殿社会福祉法人〇〇福祉会
監事 〇〇 〇〇

監事選任議案に関する同意書

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回定時評議員会に提出予定の監事選任議案について、社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を監事候補者とする議案の提出に同意します。



松本 和也氏

松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。株式会社福祉総研代表取締役。

「あるある相談コーナー」今までのテーマ（平成28年度以降）

- ①資金収支計算書と事業活動計算書
- ②会計基準法令と平成28年度決算のスケジュール
- ③社会福祉法改正で変わること
- ④社会福祉充実残高と社会福祉充実計画
- ⑤平成29年4月からの会計処理の留意点
- ⑥社会福祉法人の役員報酬

※市社協HPで過去の記事掲載しています！

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記連絡先までご連絡ください。